

第一類医薬品販売時の情報提供を行なった事例の16%に  
医学的薬学的判断による介入が行なわれました

薬事法が改正され、本年6月より施行されました。一方、一般用医薬品でも副作用被害がこれまでも少なからず報告されています。このような背景から、今回の薬事法の改正では一般医薬品はリスク区分毎に薬剤師、登録販売者による販売に分類され、最もリスクの高い第一類医薬品は薬剤師が対面で文書を用いて情報提供することが義務づけられようになり、併せて薬剤師の医学薬学的判断能力が問われる状況となっています。

この度、(株)サンキュードラッグセルフメディケーション課と広島大学大学院医歯薬学総合研究科臨床薬物治療学研究室は、今後の薬剤師の業務体制の見直しと患者様への薬剤師の臨床判断教育の在り方について検討するため、実際に情報提供を実施した件数と内容、薬剤師の医学薬学的判断がどの程度あったかを調査いたしました。この共同研究結果を「改正薬事法施行後の第一類医薬品販売時における情報提供の実態調査および新制度での対応力向上を目指した薬剤師教育について」との演題で、第3回日本薬局学会学術総会(神奈川県横浜市11月14日・15日)にて発表を行いました。

今回の研究調査において、情報提供を行った件数は1500件中717件(48%)でした。行われなかった件数は783件(52%)であり、その内660件は再購入でしたが、123件は初回購入でした。情報提供を行った事例717件中115件(16%)には医学薬学的判断による介入が行われました。その内訳は使用禁忌10件(1%)、慎重投与35件(5%)、受診勧告31件(4%)、その他医薬品の適正使用や健康指導など39件(6%)であり、602件(84%)が問題なく販売に至りました。情報提供をしたうちの16%に医学薬学的判断による対応が加えられていることから、薬剤師による情報提供の必要性が裏付けられた結果といえます。また、対面でのみ可能なフィジカルアセスメントによって健康被害を回避できた事例も経験しています。

尚、今回の調査結果では購入者側より情報提供の不要の申し出が、情報提供を行った件数を上回っており、購入者の半数以上に情報提供が行えていません。購入者は服用経験がある医薬品に対して情報提供を軽視する傾向が見られています。情報提供を不要とされた購入者の中には受診が必要である者や長期間服用している者も含まれていると考えられ、情報提供の不要を希望されても時間をかけずに情報提供を行えるツールなどの作成の検討が必要と感じられました。

同様の内容について、第71回九州山口薬学大会(大分県別府市11月22日・23日)においても発表をしております。

